

(別紙3)

フロルフェニコールの推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者*5 (65歳以上) TMDI
牛の筋肉	0.2	3.9*2	1.9*2	3.8*2	3.9*2
牛の脂肪	0.2				
牛の肝臓	0.2	0.0	0.0	0.0*4	0.0
牛の腎臓	0.2	0.1	0.0	0.2	0.1
牛の食用部分*1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1
豚の筋肉	0.2	7.2*2	4.6*2	8.0*2	7.2*2
豚の脂肪	0.2				
豚の肝臓	0.2	0.0	0.9	0.0*4	0.0
豚の腎臓	0.2	0.0	0*3	0.0*4	0.0
豚の食用部分	0.2	0.1	0.1	0.1*4	0.1
鶏の筋肉	0.1	5.9*2	5.8*2	4.0*2	5.9*2
鶏の脂肪	0.3				
鶏の肝臓	0.5	0.1	0.1	1.3	0.1
鶏の腎臓	0.5	0*3	0*3	0*3	0*3
鶏の食用部分	0.5	0.1	0.0	0.2	0.1
魚介類 (さけ目魚類に限る。)	0.2	2.2	0.8	0.5	2.2
魚介類 (うなぎ目魚類に限る。)	0.2	0.3	0.1	0.2	0.3
魚介類 (すずき目魚類に限る。)	0.1	3.1	1.3	1.9	3.1
魚介類 (その他の魚類に限る。)	0.2	6.4	3.4	5.5	6.4
計		29.4	18.1	25.8	29.4
ADI 比 (%)		5.5	11.5	4.6	5.4

*1: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいい、牛、豚及び鶏について小腸を参照とした。

*2: 筋肉の基準値×筋肉及び脂肪の摂取量

*3: 摂取量データがないため、推定摂取量は「0」とした。

*4: 妊婦の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考にした。

*5: 高齢者については畜水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

(参考)

これまでの経緯

平成17年 9月13日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成17年 9月15日	第111回食品安全委員会(要請事項説明)
平成18年 7月18日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成18年 7月20日	第153回食品安全委員会(要請事項説明)
平成19年 1月12日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成19年 1月18日	第174回食品安全委員会(要請事項説明)
平成19年 3月13日	第71回動物用医薬品専門調査会
平成19年 4月27日	第73回動物用医薬品専門調査会
平成19年 5月30日	第75回動物用医薬品専門調査会
平成19年 6月22日	第77回動物用医薬品専門調査会
平成19年 7月12日	食品安全委員会における食品健康影響評価(案)の公表
平成19年 8月30日	第204食品安全委員会(報告) 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成19年12月 6日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成20年 6月20日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成20年 8月 7日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
井上 松久	北里大学副学長
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子	元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
志賀 正和	元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武	実践女子大学生生活科学部生活基礎化学研究室教授
松田 りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会組織推進本部 本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授
由田 克士	国立健康・栄養研究所栄養疫学プログラム国民健康・栄養調査プロジェクト リーダー

鰐淵 英機

大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○: 部会長)

(答申案)

フロルフェニコール

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
牛の食用部分	0.2
豚の食用部分	0.2
鶏の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.3
鶏の肝臓	0.5
鶏の腎臓	0.5
鶏の食用部分	0.5
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.2
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.2
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.1
魚介類（その他の魚類*1に限る。）	0.2

*1：その他の魚類とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。